



5年ごと利差配当付利率変動型一時払逡増終身保険(2016)

3増法師Ⅲ

特に重要なお知らせ

(契約概要・注意喚起情報)

兼

商品パンフレット



**大切な資産を「ふやしてのこす」
利率変動タイプの一時払逡増終身保険「3増法師Ⅲ」**

ご契約前に必ずお読みください。

- 「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- 「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

**この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

みずほ信託銀行



確かな安心を、いつまでも

明治安田生命

はじめにご確認ください。

1.この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

2.この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

3.解約返戻金について

解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。

入院中の方を被保険者とするご契約は、お申込みいただけません。

■ご契約に際して

被保険者の契約年齢範囲	46歳～85歳*1(満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)	46歳～59歳:300万円～1億円*2(10万円単位) 60歳～85歳:300万円～2億円*2(10万円単位)
告知	簡易告知*3
基本保険金額の増額・減額	増額:取り扱いません 減額:取り扱います
契約者貸付	取り扱いません

*1:市場金利情勢によっては、お取り扱いしない年齢・性別があります。

*2:同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、左記金額までご加入いただけないことがあります。

*3:2つの告知項目に回答いただきます。詳しくは、5ページをご覧ください。

ご自身とご家族の将来について、
ぜひお考えください。

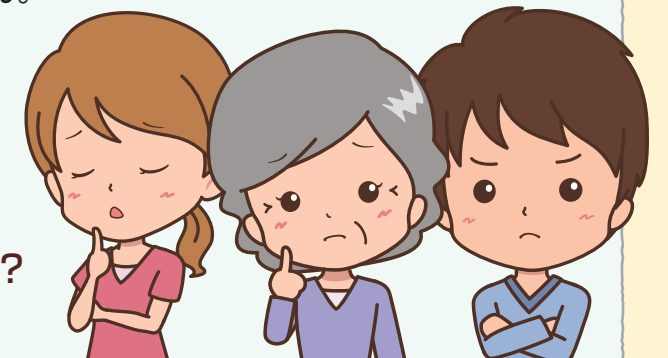
万一のことがあった場合…

あなたの財産がどのように分割されるかご存じですか?

➡ 遺言がない場合、相続人による「遺産分割協議」で配分が決まるため、あなたの意思が反映されるとは限りません。

➡ 「相続」が「争族」になるケースもあります。

あなたの気持ちを示しておきたいと思いませんか?



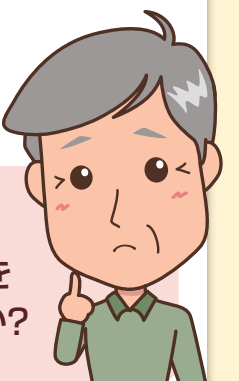
ご自身の将来のために…

あなたの将来のためのご準備はされていますか?

➡ ライフステージにあわせて、ご自身やご家族のために資金が必要になる場合もあります。

➡ 「万一の場合」だけでなく、「長生きをされた場合」のご準備についても、考える必要があります。

笑顔で過ごせる
将来のためのご準備を
したいと思いませんか?



3ページをご覧ください

大切な資産を「ふやしてのこす」
利率変動タイプの一時的増終身保険「3増法師Ⅲ」



死亡保険金が毎年増加します！

- ・契約日から10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。
- ⚠ 契約日から10年間の死亡保険金の通増率は、契約日に、予定利率、被保険者の年齢および性別によって決まります。



10年後も死亡保険金が増加します！

- ・10年後に増加する死亡保険金は契約日に確定します。
- ⚠ 10年後の死亡保険金は、契約日に、予定利率、被保険者の年齢および性別によって決まります。



さらに死亡保険金の増加が期待できます！

- ・契約日から30年後または20年後に到来する、予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- ・一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

●将来のニーズにあわせ、保障内容を変更することもできます！

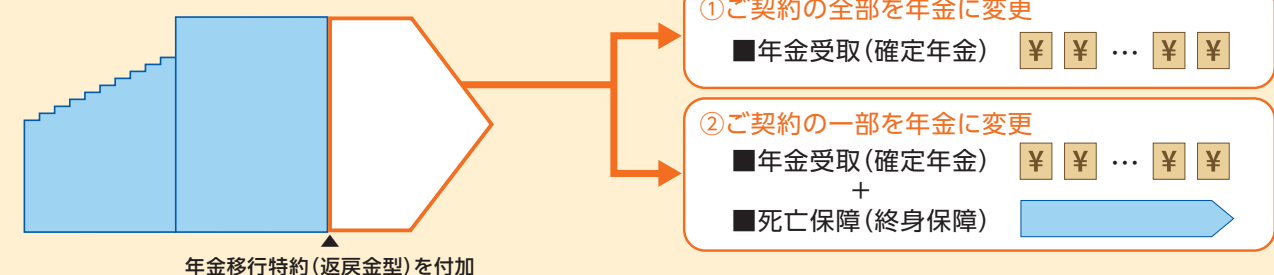
【年金移行特約(返戻金型)】

契約日から5年以上経過後の年単位の契約応当日に、「年金移行特約(返戻金型)」を付加し、死亡保障にかえて、ご契約の全部または一部を年金としてお受け取りいただけます。 ※くわしくは12ページをご覧ください。



保障内容を変更された場合、変更されたご契約部分の保障はなくなります。また、ご契約後一定期間内に保障内容を変更された場合は、年金の受取総額が一時払保険料を下回ることがあります。

【変更のイメージ】

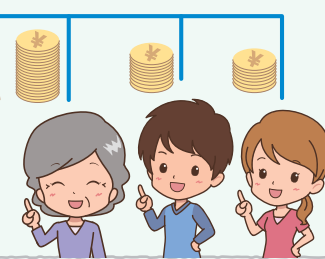
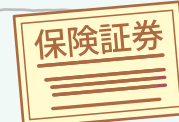


一時払終身保険には、 このような機能があります。

万一のことがあった場合・・・

あらかじめご指定いただいた受取人が受け取ることができます。

- ➡ ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来誰がどれだけ受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です(*)。
- * 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。



すみやかに現金を受け取ることができます。

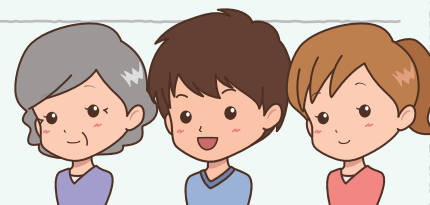
- ➡ 死亡保険金受取人があらかじめ決まっているので、原則として遺産分割協議の対象から外れます(*)。したがって、死亡保険金受取人によるお手続きによりすみやかに現金化することが可能です。
- * 生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。ただし、相続人間に著しい不公平が生じる場合には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。



さらに死亡保険金には相続税の非課税枠(500万円×法定相続人の数)があります。

➡ (例) 法定相続人が3人の場合

500万円×3人= **1,500万円**が非課税扱い



- ・「契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合」に限ります。
- ・上記の「法定相続人の数」には、相続を放棄した人も含みます。
- ※上記取扱いは、2019年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

ご自身の将来のために・・・

死亡保障にかえて、ご自身が受け取ることもできます。

- ➡ 将来、ニーズの変化があり、解約・減額をされた場合、死亡保障にかえて返戻金を契約者ご自身がお受け取りいただけます。
- ※一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
- ※解約された場合、ご契約は消滅します。



死亡保険金が毎年増加します!

・契約日から10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。

⚠ 契約日から10年間の死亡保険金の通増率は、契約日*1に、予定利率*5、被保険者の年齢および性別によって決まります。



10年後も死亡保険金が増加します!

・10年後に増加する死亡保険金は契約日*1に確定します。

⚠ 10年後の死亡保険金は、契約日*1に、予定利率*5、被保険者の年齢および性別によって決まります。



さらに死亡保険金の増加が期待できます!

・契約日から30年後または20年後に到来する、予定利率計算基準日*6の予定利率*5が最低保証予定利率*7を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
・一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

ご加入に際して告知していただく事項について

●以下の2項目いずれにも該当しない場合は、ご契約いただけます。

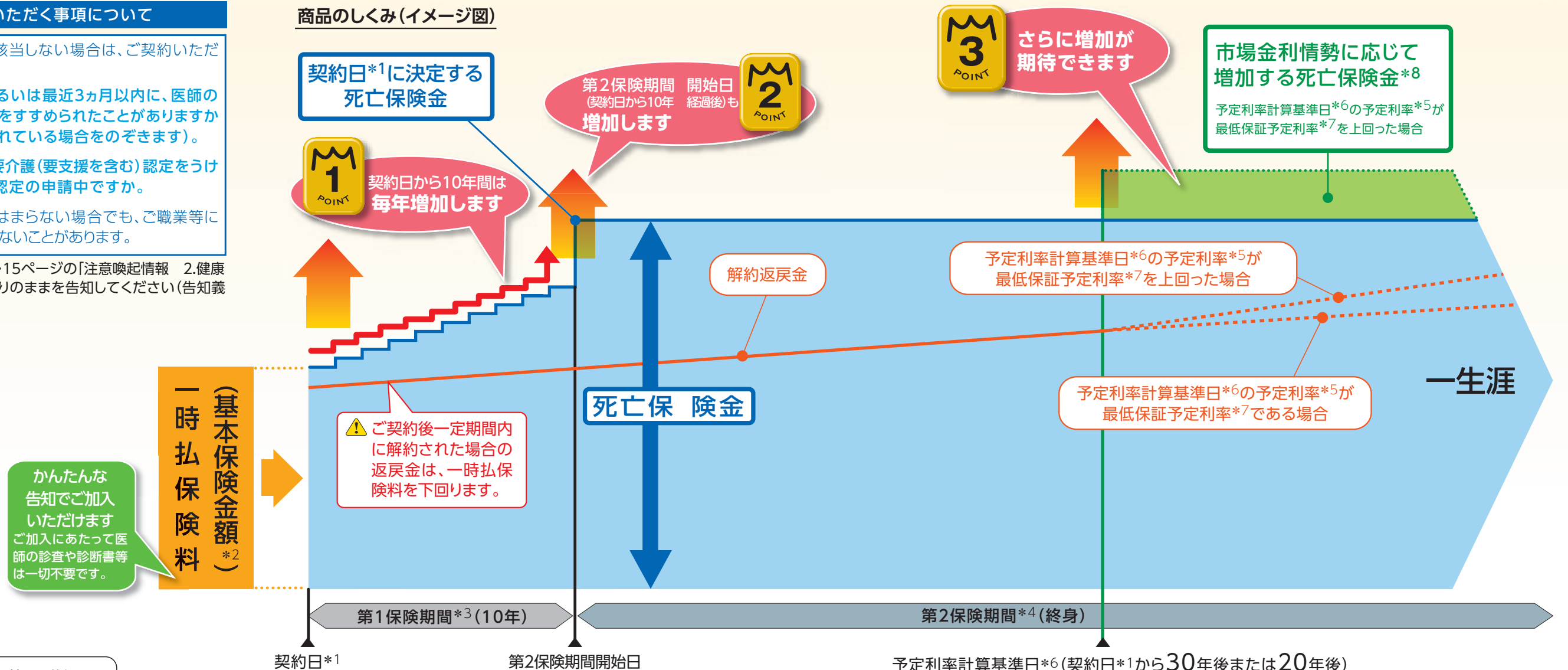
①現在入院中ですか、あるいは最近3ヵ月以内に、医師の診察・検査の結果、入院をすすめられたことがありますか(ただし、すでに退院されている場合をのぞきます)。

②現在、公的介護保険の要介護(要支援を含む)認定を受けていますか、あるいは認定の申請中ですか。

※2つの告知項目にあてはまらない場合でも、ご職業等によってはご契約いただけないことがあります。

※告知に関する重要事項は、14・15ページの「注意喚起情報 2.健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)」をご覧ください。

商品のしくみ(イメージ図)



死亡保険金額・解約返戻金額等の詳細は「生命保険ご提案書」をご確認ください。

*1 契約日

契約日は、被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日になります。

*2 基本保険金額

基本保険金額は、死亡保険金を支払う場合の基準となる金額で、一時払保険料と同額となります(ただし、基本保険金額が減額された場合を除きます)。

*3 第1保険期間

契約日から起算した10年間をいいます。

*4 第2保険期間

第1保険期間満了日の翌日から終身をいい、その始期日を第2保険期間開始日といいます。

*5 予定利率

予定利率は、毎月1日に明治安田生命が設定します。契約日の予定利率は、予定利率計算基準日の前日まで適用します。なお、**一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。**

*6 予定利率計算基準日

予定利率計算基準日は、予定利率を更新する日をいい、契約年齢により異なります。

契約年齢	46歳～75歳	76歳～85歳
予定利率計算基準日	契約日から30年後	契約日から20年後

*7 最低保証予定利率

予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。契約日に適用される予定利率に最低保証はありません。最低保証予定利率は契約日に明治安田生命が定めます。

*8 市場金利情勢に応じて増加する死亡保険金

予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、死亡保険金が増加します。

MYほけんページをご活用ください。



契約内容の照会

契約者ご自身で、照会日時点のご契約内容を確認いただけます



各種手続き 資料の請求・再発行

生命保険料控除証明書の再発行、各種書類のご請求をしていただけます



各種サービスのご利用

病気の予防・早期発見や重症化予防に役立つ「みんなの健活サービス」をご利用いただけます

みんなの健活サービス

明治安田生命は、健康に向けた前向きな活動＝健活と一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田生命のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます



MYほけんページにてご利用いただけるサービスです。
明治安田生命ホームページからアクセスしてください。



電話でご利用いただけるサービスです。
お手元にMYほけんページIDもしくは明治安田生命カード番号、証券番号のいずれかをご用意ください。

予防・早期発見



先進検査優待サービス

血液・尿などによって、将来発症し得るさまざまな病気のリスクを評価する先進検査を、優待特典付きでご利用いただけるサービスです。
提供: NKメディコ(株)



人間ドック・レディースドック 相談・予約サービス

人間ドック/レディースドックに関する電話相談に専門スタッフが応えし、全国の提携施設より人間ドックの予約が可能です。
提供: (株)ウェルネス医療情報センター



郵送検診優待利用サービス

がんや生活習慣病のリスクをはじめ、健康状態を簡単に調べることができる郵送型検査キットが、優待価格でご利用いただけます。
提供: ハルメク・ベンチャーズ(株)



スポーツクラブ優待利用サービス

全国の提携施設を優待価格でいつでもご利用いただけます。
提供: セントラルスポーツ(株)

治療・重症化予防等



専門家による電話相談

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料で受け付けいたします。
提供: ティーパック(株)

介護相談サービス

介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が無料で応える電話相談サービスです。
提供: 明治安田システム・テクノロジー(株)

24時間妊娠・育児相談サービス

妊娠・出産・育児に関する電話相談を24時間いつでも無料で受け付けいたします。
提供: ティーパック(株)

障がい相談サービス

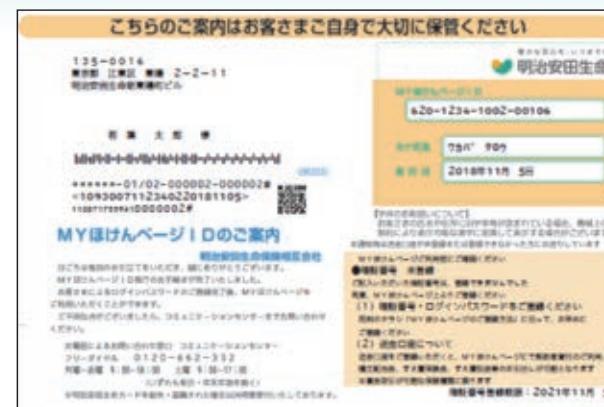
「身体障がい」に関するさまざまな相談に社会福祉士やケアマネジャーが応える電話相談サービスです。
提供: 明治安田システム・テクノロジー(株)

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田生命コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

「MYほけんページ」は、簡単にご契約内容の照会ができるほか、便利な健康・医療・介護関連サービスを利用できる、ご契約者専用WEBサイトです。

MYほけんページのご利用方法

「MYほけんページIDのご案内」見本



※明治安田生命の生命保険にお申込みいただくと、同時に「MYほけんページ」にも申込みがされます。

※ご契約成立後に左記の「MYほけんページID」を郵送しますので、明治安田生命ホームページからご登録ください(ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます)。

※ご不明な点がございましたら、明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

「MYほけんページIDのご案内」が届いたら

- 1 明治安田生命ホームページのトップ画面の『ご契約者専用WEBサイト MYほけんページ』をクリック

スマートフォンでもアクセスできます(一部機種除く)。



MYほけんページ

検索

- 2 『新規登録』をクリック
- 3 MYほけんページIDまたは明治安田生命カードを『お持ちの方』をクリック
- 4 MYほけんページ規約をご確認後、ご同意いただき『同意して次に進む』をクリック
- 5 MYほけんページID・生年月日・暗証番号をご入力いただき『次の画面へ』をクリック(※)

(※)暗証番号登録がお済みの場合、ID(16桁)の代わりに保険証券記載の証券番号(8桁)でも入力いただけます。暗証番号未登録の場合、暗証番号はこの画面で登録いただけます。

- 6 ログインパスワードを設定し、初期設定完了

(メールアドレス登録が未了の場合は、MYほけんページの初回利用の際にご登録いただく必要がございます)

【MYほけんページ ログイン画面】



【3の選択画面】



※これらのサービスは明治安田生命保険相互会社の業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については、明治安田生命が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断のもとに行ってください。
万一、サービスをご提供した結果損害が発生しても、明治安田生命は責任を負いかねます。
※記載の内容は2019年4月現在のものであり、サービス内容は予告なく中止、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確実なお支払いのための取組み

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度 2014年10月～

あらかじめご契約者以外の連絡先（第二連絡先）をご登録いただくことで、明治安田生命からお客さまへの連絡をしっかりフォローします。

制度創設以降、約196万人のご登録をいただいています。（2018年3月末時点）



ご契約者に連絡がとれない場合、第二連絡先にご契約者の連絡先を確認

お客さまの声

手続きのために子どもに連絡すると「『音信なし』が元気の証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました（栃木県、女性）

MYほけんページからご登録いただけます。

MY長寿ご契約点検制度 2015年4月～

保険金等を確実にお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田生命独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ

1 「長寿点検のお知らせ」の郵送

① で返信がない場合

2 電話連絡による確認

② で連絡がとれない場合

3 訪問による確認 ※90歳以上のお客さま

77歳
(喜寿)

90歳
(卒寿)

99歳
(白寿)

108歳
(茶寿)

111歳
(皇寿)

「MYアシスト+」(マイアシストプラス)制度 2018年4月～

加齢等に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、生命保険のお手続きの際に自筆困難等の支障が生じたお客さまをサポートします。

※お客さまに意思能力があることが前提です

サポートメニュー お手続きの内容に応じて…

明治安田生命職員による代筆

アシスト・カードをお申込みいただくと…

さらにアシスト・デスクを用意



ご自宅等に明治安田生命職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします

登録番号からお客さまを特定し、担当者が相談内容を確認いたします

ご契約内容やお手続きについて、専任担当がお電話やメールで直接お応えいたします

ご契約関係者の連絡先登録 2018年4月～

ご契約関係者（被保険者・受取人）のご連絡先を新たに登録いただくことで

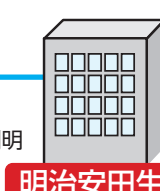
請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。

【例】

親

1 明治安田生命からの通知などでお亡くなりになっている事実が判明

ご契約者かつ被保険者



保険に入っていることは知らなかった

2 連絡先の登録があることで直接、請求権利者に請求をご案内

子

受取人

MYほけんページからご登録いただけます。



お申込後のお問い合わせ窓口

明治安田生命コミュニケーションセンター

ようこそ ハロー
0120-453-860

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

月曜～金曜

9:00～18:00

土曜

9:00～17:00

いずれも祝日・年末年始を除く

※お問い合わせは契約者ご本人さま（死亡保険金のご請求は受取人）からお願いいたします。

※「ご契約内容の照会」や「お手続き書類のご請求」等はご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でもご利用いただくことができます。

■ 次のような場合はコミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等のご登録内容を変更する場合

被保険者がお亡くなりになった場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった場合

第二連絡先を登録ご希望の場合



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

① 生命保険証券・保険証券付属書

・送付方法：簡易書留
・発送時期：通常、契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込み内容により、さらに日数を要する場合があります。

② MYほけんページIDのご案内

※ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます。

③ 生命保険料控除証明書（控除証明書はご契約年のみの発送）

・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険期間中

④ 明治安田生命からのお知らせ

・発送時期：年1回（毎年9月～10月頃）

年金移行特約
（返戻金型）付加時

⑤ 年金証書

※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徵としくみ

- **保険商品の名称(正式名称)** 5年ごと利差配当付利率変動型一時払逋増終身保険(2016)
- **商品の特徵**
この保険は、生涯にわたる死亡保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。
 - ① 契約日から10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。
 - ② 契約日から10年経過後は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて死亡保険金が増加します。
 - ③ 予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、さらに死亡保険金が増加します。
- **商品のしくみ**
商品のしくみについては5ページ・6ページをご覧ください。
- **予定利率について**

予定利率	毎月1日に明治安田生命が設定します。契約日の予定利率は、予定利率計算基準日の前日まで適用します。また、予定利率計算基準日の予定利率はその日以後の期間について、適用します。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
予定利率計算基準日	予定利率を更新する日をいい、契約日から30年後（契約年齢が46歳～75歳）または20年後（契約年齢が76歳～85歳）の年単位の契約応当日とします。
最低保証予定利率	予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。契約日に適用される予定利率に最低保証はありません。最低保証予定利率は契約日に明治安田生命が定めます。数値の詳細は、「生命保険ご提案書」をご覧ください。

■ 保険金のお支払事由

被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

お支払いする場合	お支払額	受取人
被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	基本保険金額+基本保険金額×逋増率*1 ×経過年数*2	死亡保険金受取人*4
被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	基本保険金額に基づき計算される死亡保険金額*3	

- *1 契約日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田生命が定めます。
- *2 契約日から起算した被保険者死亡日までの年数をいい、1年未満の端数は切り捨てます。
- *3 基本保険金額を基準として、契約日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田生命が定めます。予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率を上回る場合は、死亡保険金額が増加します。
- *4 原則、被保険者の配偶者または2親等内の血族から指定いただきます(7人まで)。
※死亡保険金は、一時支払いのほか、年金支払い、すえ置支払い(すえ置期間は10年以下)も選択できます。
※高度障害保険金はありません。

■ 保険金をお支払いできない場合

死亡保険金をお支払いできない主な事由については、15ページの「注意喚起情報 4.次のような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 特約について

年金移行特約(返戻金型)

- 契約日から5年以上経過後の年単位の契約応当日に、契約者のお申出により「年金移行特約(返戻金型)」を付加し、死亡保障にかえて、ご契約の全部または一部を年金として受け取ることができます。
- ・年金の受取人は契約者となります。また年金原資は年金移行時の解約返戻金となります。
 - ・選択可能な年金種類は10年・15年・20年確定年金*となります。
*市場金利情勢によってはお取り扱いしない年金種類があります。
 - ・年金年額は年金開始日の基礎率(予定利率等)により算出されます。
 - ・本特約の取扱要件は以下のとおりです。
 - 基本年金年額が30万円以上となること
 - 契約日から5年以上経過していること
 - 変更日における被保険者の年齢が、50歳以上85歳以下であること
- ※すでに本特約を付加してご契約の全部または一部を年金として受け取っているときは取り扱いません。
※市場金利情勢により、本特約を取り扱わないことがあります。

3 お申し込みの際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

■ お取扱いの規程

保険料の払込方法・保険期間	一時払・終身	
	契約年齢範囲	
	46歳～59歳*1(満年齢)	60歳～85歳*1(満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)	300万円～1億円*2(10万円単位)	300万円～2億円*2(10万円単位)

*1 市場金利情勢によっては、お取扱いしない年齢・性別があります。

*2 同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※基本保険金額(一時払保険料)、死亡保険金額等、ご契約の具体的な内容につきましては、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

4 配当金・解約返戻金について

■ 配当金

- ・配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。
- ・配当金は明治安田生命所定の利率*で積み立てておき、契約者から請求があったとき、または、保険金や解約返戻金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

適用される利率については明治安田生命ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)でご確認ください。

■ 解約返戻金

- ・契約日から予定利率計算基準日の前日までの返戻金は、ご契約時に確定します。
- ・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。

※詳しくは、16ページの「注意喚起情報 5 解約・減額と返戻金について」をご覧ください。

注意喚起情報

■「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際して特にご注意ください事項を記載しています。

■特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

■この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

■申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額をお返しします。

※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

■お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名〔カナ・漢字〕)
- ③お申込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

明治安田生命保険相互会社 金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

2 健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)

■契約者や被保険者には健康状態や職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、現在の健康状態や職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

- 告知受領権（告知をお受けできる権限）は明治安田生命が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。
 - 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - 募集代理店の担当者（生命保険募集人）等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。
ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等によるこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。
※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。
- 3 告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します（保障の開始）**
- お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
 - 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。
- 4 次のような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります**
- 免責事由に該当する場合（例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等）。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合。
 - 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）や、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
 - 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 解約・減額と返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。それらを除いた残額が、解約・減額の際に払い戻されます。解約・減額はいつでも取り扱いますが、解約の場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 保険契約が解約・減額された場合の返戻金は契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。また、返戻金は期間の経過とともに増加するとは限らず、同額または減少することがあります。ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
- 基本保険金額の減額は、10万円単位で取り扱います（減額後の基本保険金額は100万円以上必要です）。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとしします。

6 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐこと等により、保険契約者等の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金等の90%まで補償されます。また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金等の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金等の90%と移転等の費用の合計を上回る場合には、削減幅が責任準備金等の10%未満となる場合があります。
「保護機構」の詳細については、生命保険契約者保護機構
〈TEL:03-3286-2820 ホームページ:<http://www.seihohogo.jp/>〉までお問い合わせください。
なお、責任準備金とは、将来の保険金・年金等をお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てている積立金のことです。この商品の責任準備金は、解約返戻金以上の金額となります。

7 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。

- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなる場合があります。

8 相互会社の社員の権利義務について

■ 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9 生命保険の税金について

■ 生命保険料控除について

お払込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。
※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■ 解約返戻金受取時にかかる税金について

所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税が課税されます。

一時所得の課税対象額

= { 解約返戻金 - 必要経費 (既払込保険料) - 特別控除 (50万円を限度とする) } × 1/2

※他の一時所得と合算します。

■ 年金移行特約付加による年金受取時にかかる税金について

毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税（雑所得）・復興特別所得税・住民税が課税されます。

■ 死亡保険金受取時にかかる税金について

死亡保険金受取時には、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税、または贈与税が課税されます。

※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数（相続を放棄した人を含む）が非課税扱いとなります。

〔ご契約例〕

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。
※本書面に記載されている税務の取扱い等については、2019年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払込み、保全お手続き、保険金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

■ この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11 保険金等のご請求について

■ お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

■ お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■ 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者をご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知義務について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」はお申込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

明治安田生命の個人情報のお取扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店(みずほ信託銀行)からのお知らせ

- この商品は、明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本割れすることがあります。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金や解約返戻金等が借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00

(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

みずほ信託銀行株式会社

引受保険会社



明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111 番(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>